

令和6年度以降の久松幼稚園移転及び常盤幼稚園スペース等の活用について

日時 令和3年7月17日（土）10:30～

13:00～

18日（日）10:30～

13:30～

場所 久松小学校体育館

常盤小学校講堂

次第

- ◆ 教育委員会事務局出席者紹介
- ◆ あいさつ
- ◆ 令和6年度以降の久松幼稚園移転及び常盤幼稚園スペース等の活用について
- ◆ 質疑応答

概要

■教育委員会の方針

人口増加に伴う小学校の児童数の増加に対しては、増改築で対応



35人学級化の決定に伴い、必要な教室数が不足

大きな方向性

○義務教育（小学校）

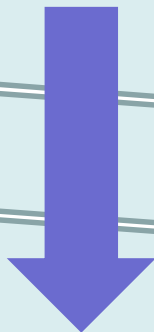
良好な教育環境・学習水準を確保

○幼児教育（幼稚園）

現在の幼稚園需要を満たす規模を確保



義務教育と幼児教育のどちらかを優先することなく、双方を存続



現在地での小学校・幼稚園の存続（増築・改築）

近接地への幼稚園設置・通学区域の変更

常盤幼稚園スペース等の活用

これまでの説明経過について

日付	内容	参加人数
4月16日	区民文教委員会にて区議会へ報告	-
5月11日～	久松小学校通学区域の町会へ説明（計5回）	-
5月15日	常盤小学校通学区域の町会へ説明（継続実施）	-
5月17・18日	久松幼稚園保護者へ説明（計3回）	計25人
5月28・29日	久松小学校・幼稚園保護者へ説明（計3回）	計19人
6月19日	常盤小学校保護者へ説明	27人

* このほか、教育委員や校園長、PTA会長等への説明を実施。

35人学級への移行に伴う課題について①

■「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部が改正(令和3年4月1日施行)

従前から課題であったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により議論が進展。

概要

(1) 学級編制の標準の引き下げ

小学校の学級編制の標準を現行の40人（第1学年は35人）から**35人**に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備（経過措置規定）

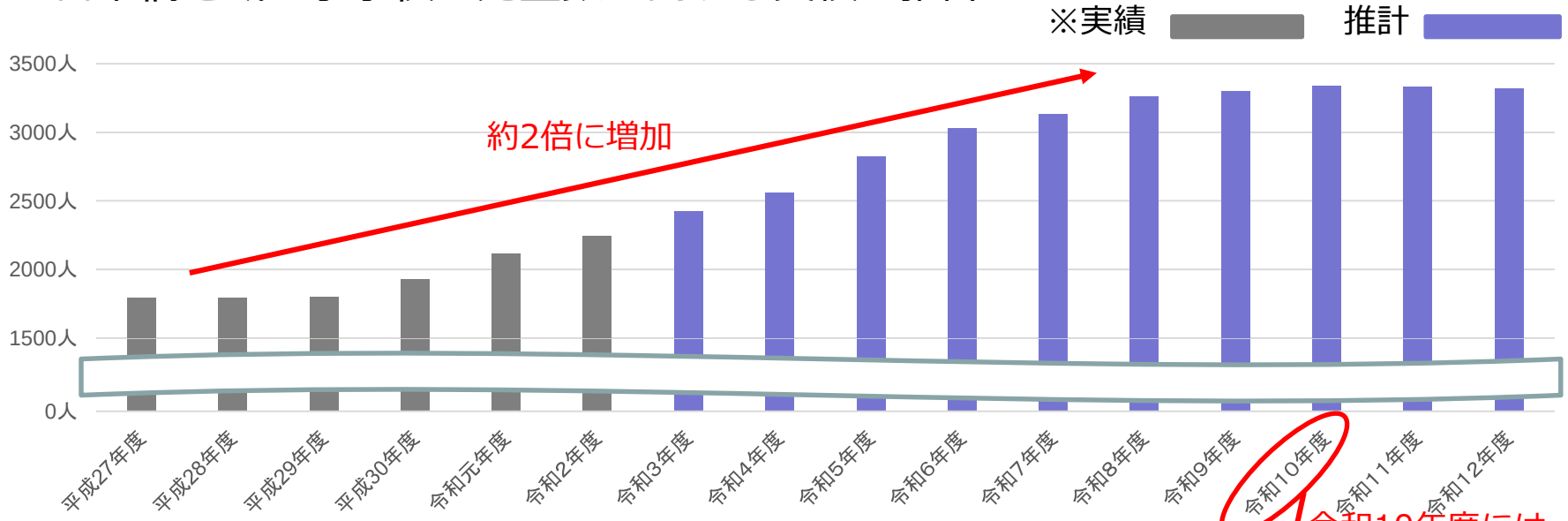
令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで**段階的に35人**とすることを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

※段階的な35人学級化

年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
学年	小2	小3	小4	小5	小6

35人学級への移行に伴う課題について②

■日本橋地域の小学校の児童数に関する実績と推計



■学級数の推計と教室数の過不足

小学校名	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	学級数等	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)
久松	学級数	25	27	29	31	33	34	35	36	36	36
	教室数の過不足	3	1	-1	-3	-5	-6	-7	-8	-8	-8

令和10年度には
8クラス分の教室が
不足

* 各年度の学級数は、区内在住者数等を基に推計している（基準日：令和2年4月1日）
 なお、令和9年度以降については、未出生の将来推計児童数より算出している。

これまでに検討した内容について①

久松小学校における対策の検討内容

久松小学校の増築・改築 について

【検討1 増築】

現在の校庭は大部分が都市公園にもなっていることから、都市公園には常設の学校施設を建設することができない。

【検討2 改築】

・浜町公園

現在と同じ規模の仮校舎を建設するためには広場面積が不足する。

・浜町グラウンド

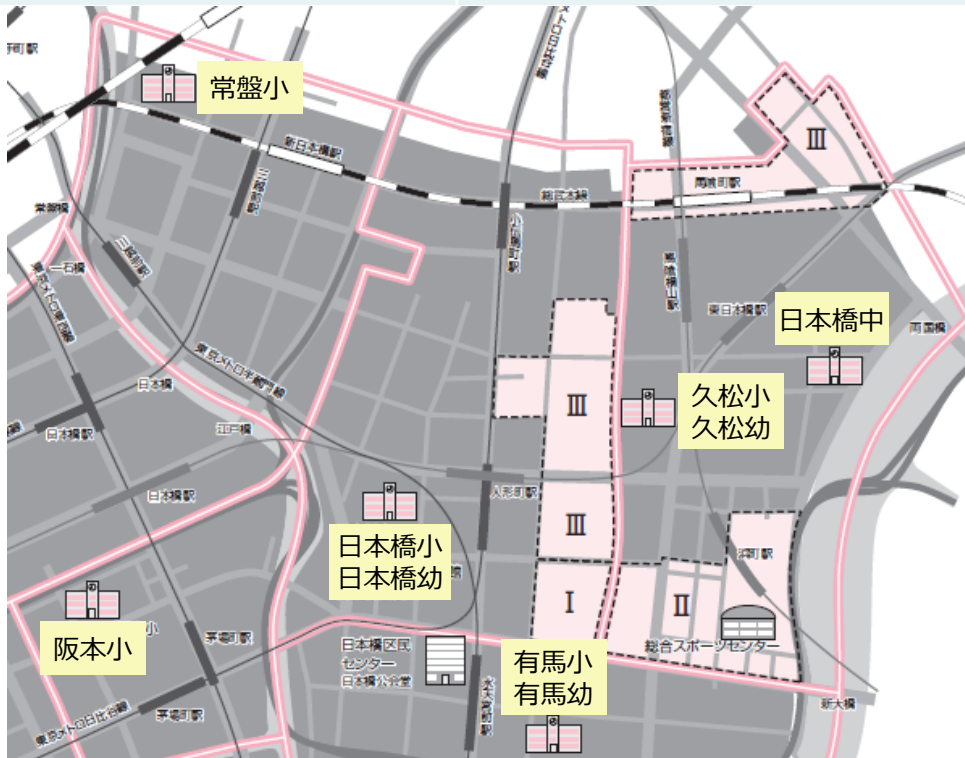
地下駐車場や地下鉄があることから、構造物として現在と同じ規模の建物を建設することができない。

これまでに検討した内容について②

久松小学校における対策の検討内容

久松小学校の通学区域の変更について

久松小学校以外の日本橋地域の小学校においても施設に余裕がある状況ではなく、今後教室不足が生じる可能性が見込まれている。久松小学校の通学区域や調整区域の変更は他校にも多大な影響を及ぼすため、通学区域と調整区域は現状を維持し、久松小学校の通学区域にお住まいの児童や調整区域において久松小学校を選択した児童を同校で受け入れていくことが必要と判断。



<通学区域>

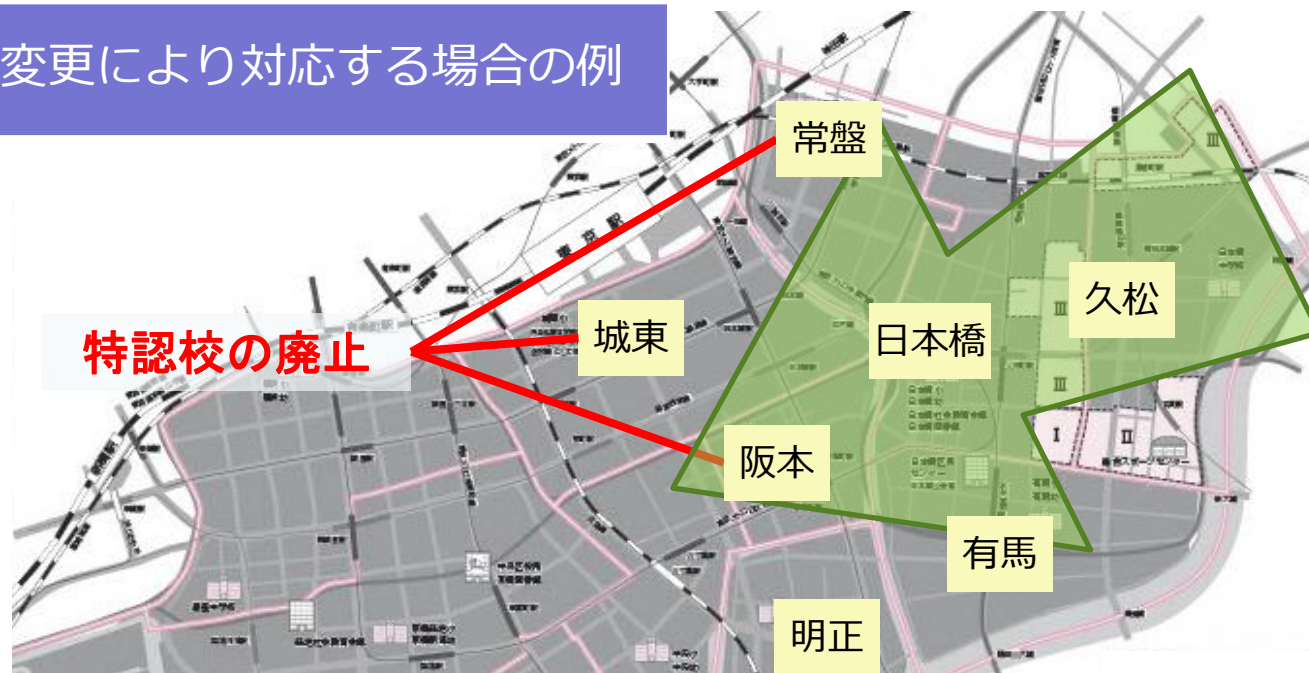
馬喰町 (Ⅲ)
横山町・東日本橋
久松町
浜町一丁目
浜町二丁目 (Ⅱ)

<調整区域>

(Ⅱ) 浜町二丁目1～5番、18～30番、
43～59番
(Ⅲ) 堀留町二丁目1番、2番、8～10番
富沢町
人形町二丁目21～31番、37番
馬喰町一丁目・二丁目

これまでに検討した内容について②-2

通学区域の変更により対応する場合の例



※現在のところ通学区域の変更、特認校の廃止等はありません

特認校の縮小により、月島地域では
さらなる教室不足が発生する可能性

これまでに検討した内容について③

久松小学校における対策の検討内容

近接地に久松幼稚園を
設置することについて

【検討 1 **浜町川緑道**、十思スクエア】

現在と同じ規模の園舎及び地上園庭を確保するための面積が不足する。

【検討 2 **久松児童公園**、堀留児童公園】

都市公園には常設の学校施設を建設することができない。また、都市計画で公園として位置づけられているため、それ以外の用途に変更することが難しい。

【検討 3 **久松区民館**、小学校向かいの民間駐車場】

現在と同じ規模の園舎及び地上園庭を確保するための**面積が不足**する。

【検討 4 **その他の民間敷地等**】

園舎の用地確保を行い、その後**令和6年度までに設計・建設工事を行うことができない。**

これまでに検討した内容について③-2

公園に設置することの検討

■都市公園の主な機能

- ・災害時の集合場所や延焼防止等の**防災機能**
- ・**運動場所**として健康増進等をもたらす機能
- ・**区民の活動・憩いの場**となる機能

⇒以下の**法律で様々な制限**

<都市公園法>

- ・公園の廃止・規模縮小を禁止
- ・廃止・規模縮小には代替の公園が必要

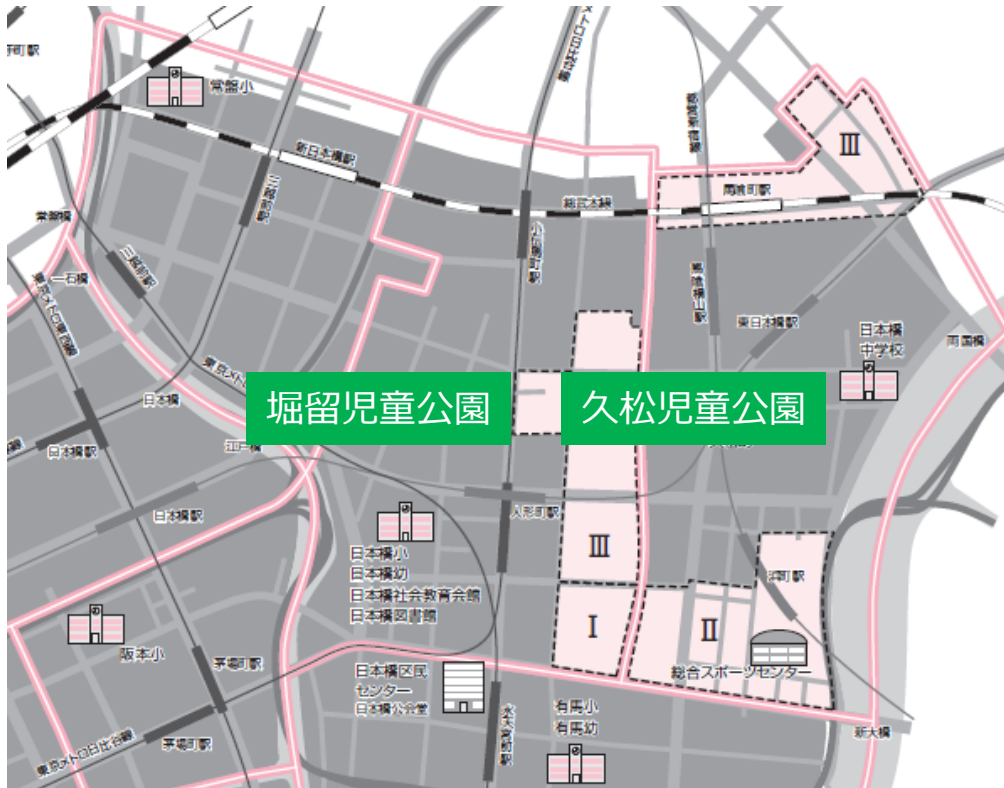
<都市計画法>

- ・各公園は都市計画施設
- ・長期的な土地利用の位置付け
- ・都市計画の変更には高いハードル

<建築基準法>

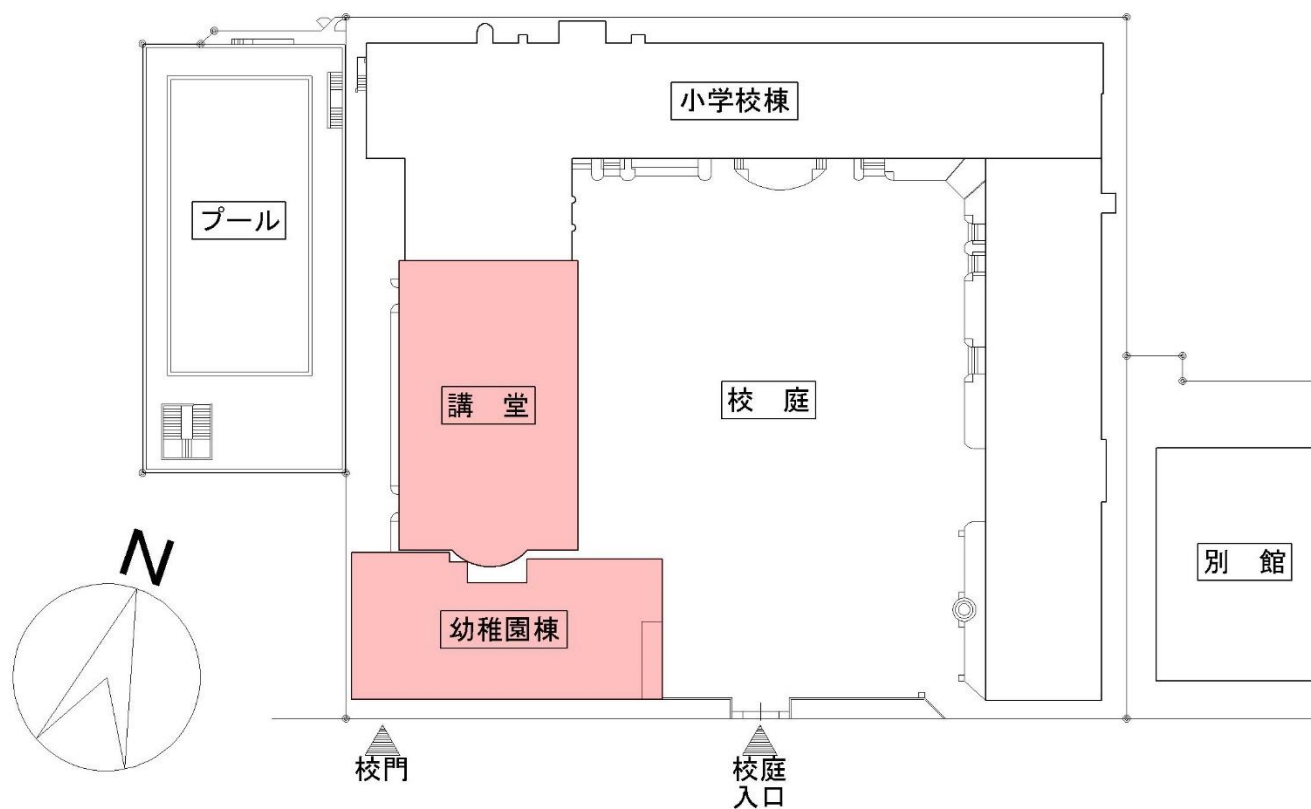
- ・公園に面している建物には高さ制限等の緩和規定
- ・公園が幼稚園になることで、今ある建物が違法状態になる可能性

⇒**調査・検討、審議会、補償等の手続きを行う時間の不足**



35人学級への移行に伴う対応について（幼稚園規模の検討） ①

■ 常盤小学校・幼稚園における使用部分



35人学級への移行に伴う対応について（幼稚園規模の検討） ②

■ 幼稚園として活用するスペース

幼稚園	全体面積	保育室	遊戯室
<u>R6常盤幼スペース</u>	<u>約1,006㎡</u>	未定× <u>6室分</u>	未定
日本橋幼稚園	<u>約1,029㎡</u>	約60㎡× <u>6室分</u>	約139㎡
現:久松幼稚園	約1,513㎡	約63㎡×10室分	約125㎡
月島第一幼稚園	約1,379㎡	約63㎡×7室分	約122㎡

- ・ 常盤幼稚園スペース等の幼稚園には保育室6室のほかに遊戯室、職員室、トイレ、倉庫等を設置予定。
- ・ 3歳児の最大受け入れ人数が1室25人となるため、園としての最大受け入れ人数は150人となる。

■ 幼稚園の最大受け入れ人数

園児数(人)(クラス数)/定員(人)(クラス数) R3.4.8現在

幼稚園	3歳児クラス	4歳児クラス	5歳児クラス	合計
<u>R6常盤幼スペース</u>	50(2)	50(2)	50(2)	<u>150(6)</u>
<u>現：久松幼稚園</u>	55(3)/70(3)	64(2)/70(2)	70(2)/70(2)	189(7)/ <u>210(7)</u>
日本橋幼稚園	28(2)/50(2)	27(1)/70(2)	34(2)/70(2)	89(5)/190(6)
有馬幼稚園	39(2)/70(3)	53(2)/70(2)	67(2)/70(2)	159(6)/210(7)

35人学級への移行に伴う対応について（幼稚園規模の検討） ③

幼稚園棟のみ活用する場合の検討

幼稚園棟と小学校別館を
合わせた活用について

保育室及び遊戯室は1階か2階に設置する必要がある。

- ・別館1階：駐車場 → 都条例に基づく附置義務台数分を整備している。
アーカイブ → 市街地再開発事業（都市計画）で、沿道の連続的な賑わいを創出する施設として位置づけられている。
音楽室兼視聴覚室 → 設置可能な保育室は2室のみ。
- ・別館2階：体育館 → 小学校が利用している。

幼稚園棟と他の幼稚園を
合わせた活用について

日本橋地域のなかで今ある施設を活用していくことで、**地域の子どもを地域のなかで受け入れ**ていきたいと考えている。

35人学級への移行に伴う対応について（移転スケジュール） ①

■全体スケジュール

- ・久松幼稚園は、**現在地**における新入園児については**令和5(2023)年度までの募集**とする。
- ・久松小学校は、令和6年度から小学校エリアの拡張工事を行う。
- ・常盤幼稚園スペース等は、令和4年度から令和5年度まで改修工事を行う。

学校等 \ 年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
久松幼稚園	●令和4年度 新入園児募集		●令和5年度 新入園児募集			
	← 運営 →					
				< 移転(夏季休業期間を利用) >		
久松小学校			設計	小学校エリア拡充工事		
常盤幼稚園 スペース等	設計		●令和6年度 新入園児募集(以降同様)			
		改修工事			← 運営 →	
				全学年		

* 社会性や協調性を醸成するための異年齢交流といった園児の教育環境を踏まえ、順次移転から全学年を一括で移転させるスケジュールに変更した。

35人学級への移行に伴う対応について（久松小学校工事スケジュール）

■ 久松小学校・幼稚園スペース等における詳細スケジュール

年度 学校	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
久松幼稚園		<移転（夏季休業期間を利用）>	
久松小学校	設計	小学校工リア拡充工事	

- ・ **令和5年度** **設計**（小学校工リア拡充工事）
- ・ **令和6年度夏** **常盤幼稚園スペース等への移転**
- ・ **令和6年度夏以降** **小学校工リア拡充工事**

35人学級への移行に伴う対応について（常盤小学校工事スケジュール） ①

■ 常盤幼稚園スペース等における詳細スケジュール

年度 学校	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
常盤幼稚園 スペース等	設計 (耐震改修) (内部改修)		耐震改修工事 内部改修工事

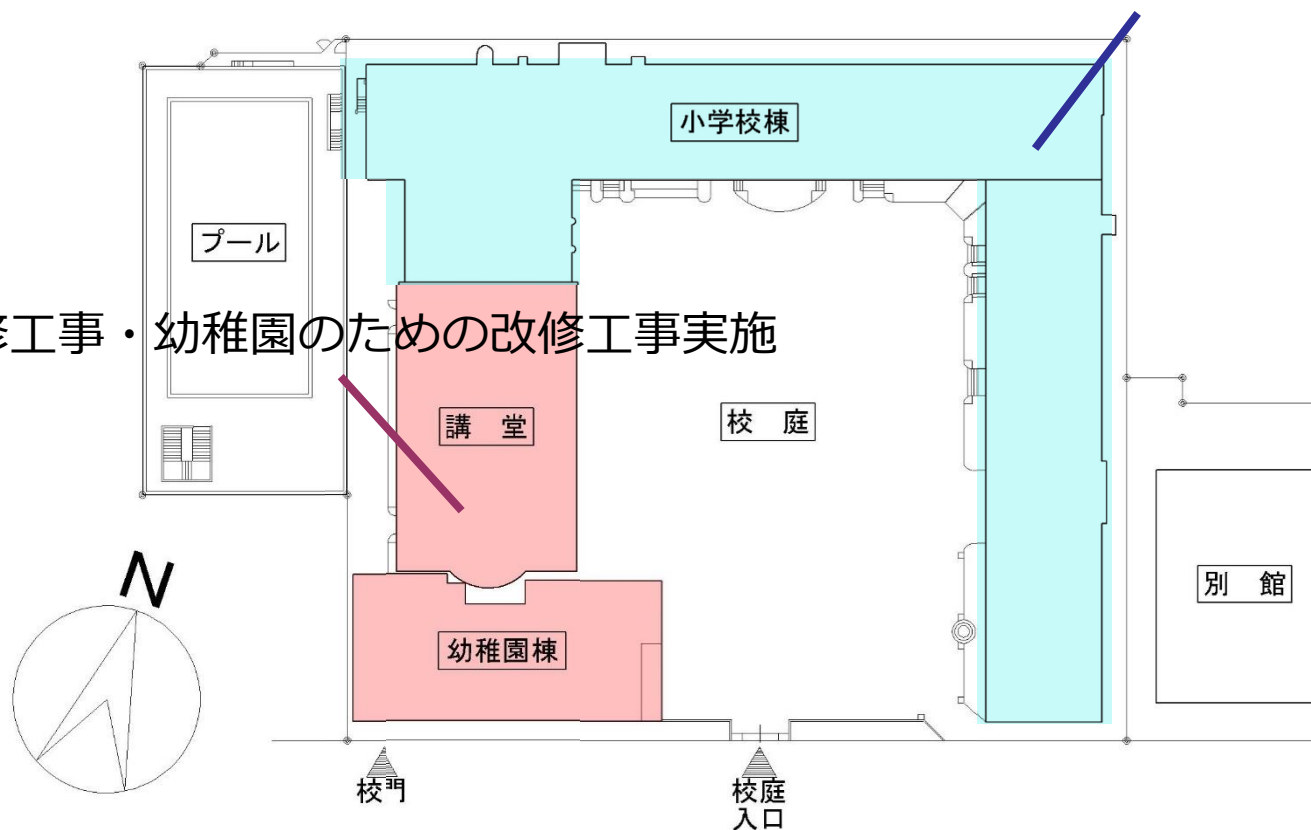
- 令和3年度** **設計**（耐震改修、内部改修）
 ＊アスベスト含有の有無についての調査をあわせて実施
- 令和4～5年度** **耐震改修工事及び内部改修工事**
 ＊周年行事実施後に工事を実施
- 令和5年度 工事竣工後、幼稚園開園準備に向けて物品など搬入

35人学級への移行に伴う対応について（常盤小学校工事スケジュール） ②

■ 常盤小学校・幼稚園における使用部分（再掲）

耐震改修工事・内部改修工事実施

耐震改修工事・幼稚園のための改修工事実施



* 幼稚園棟、講堂とも基本的にはいまある外観を活かしていく。

* 資材置き場用の校庭・別館の利用場所は現在調整中。

35人学級への移行に伴う対応について（移転スケジュール） ②

■ 工事中における小学校教育環境への影響の低減策について

- ① 校舎内の工事は原則として児童がいない時期（夏休み・土日等）や時間帯（夜間）に行う。
- ② 平日に工事エリアを区画できる部分の工事を行う場合は、騒音や振動の発生が少ない作業に限る。
- ③ 騒音の発生の恐れがある作業を行う場合は、授業時間外とするとともに防音シートを設置する。
- ④ 児童や学校関係者の安全を確保するため、工事エリアは仮囲いや足場等で区画する。
- ⑤ 工事期間中の登下校は、現状のルートで校門から昇降口まで行くことを基本とし、工事の状況により、適宜、迂回路の設置や誘導員の配置を行う。
- ⑥ 工事期間中は学校管理者も含め、定例的に打合せを実施し、学校行事や工事工程との調整を密に図る。
- ⑦ 工事業者決定後、小学校・幼稚園保護者へ工事内容・スケジュールについてお知らせする。

（常盤小学校）

- ⑧ 現場事務所や作業員詰所、資材置場等の設置場所は、極力別館の駐車場や駐輪場を使用するよう調整していく。ただし、耐震・内部改修工事の内容・規模について検討中のため、校庭等の使用も想定される。

令和 6 年度以降の施設の使用方法について①

令和 6 年度以降の施設の使用方法についての検討

小学校と幼稚園の連携について

- ・ 常盤小学校、久松小学校ともに児童・園児にとって必要な連携が進められるよう検討していく。
- ・ **小学校児童**は、定期的な交流活動等における園児との交流を通して、自己有用感等の**豊かな心を醸成**することができる。
- ・ **幼稚園園児**は、常盤小学校との交流から日常的に小学校生活を体感でき、**就学への憧れや期待感**を持つことができる。
- ・ 久松小学校との交流から、多くの園児が就学する小学校の様子を知ることができ、**安心感**に繋がる。
- ・ 互恵性がある活動となるよう前年度から計画を立案していく。

幼稚園の遊び場について

- ・ 幼稚園専用の遊び場として、プールを含め屋上の活用を予定している。
- ・ 校庭については、小学校と調整しながら使用していく。

令和 6 年度以降の施設の使用方法について②

令和 6 年度以降の施設の使用方法についての検討

幼稚園への通園方法について

- ・ 幼稚園への通園にあたり **バスを配車** し、通園方法は原則として徒歩またはバスとする。
- ・ 久松幼稚園の通園区域内での停留場所の設置や、停留場所での安全のため、今後関係警察署や道路管理者、地域の方と調整していく。
- ・ バスでの通園にあたっては、**添乗員を配置** し、乗降時や車内の安全を確保する。
- ・ **校門前の混雑防止** のため、小学校スクールバスと幼稚園通園バスの時間が重ならないよう、時間を調整する。

幼稚園の地域との連携について

- ・ 地域との連携については、常盤学区、久松学区、それぞれの地域との関わりを大切にしていくことを基本に、地域の皆様のご協力のもと、具体的な活動や行事について検討していく。

令和 6 年度以降の施設の使用方法について③

令和 6 年度以降の施設の使用方法についての検討

常盤小学校における
災害時の対策について

- ・ 災害時に使用する居室については、防災拠点運営委員会の皆様と防災課との協議事項となる。区では、別館の活用が適切と考えている。
- ・ 防災拠点運営委員会に幼稚園長がアドバイザーとして参加する等、災害時に適切な対応ができるよう緊密な連携を図る。
- ・ 発災時の幼稚園の態勢については、小学校と同様、園長等を中心に園児の安全を確保していく。

問い合わせ先

■施設整備計画について 教育委員会事務局 学校施設課 施設計画担当係長 03-3546-5308

■移転計画等について、その他 教育委員会事務局 学務課 調整担当係長 03-6278-8163